リ　関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
ヌ　国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であって、法務大臣が告示をもって定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあっては、ホに該当する場合を除く。）。	五

第一条第一項第三号の表学歴の項を次のように改める。

学　歴	二十五
イ　経営管理に関する専門職学位を有していること。	二十
ロ　博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること（イに該当する場合を除く。）。	二十
ハ　大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イ又はロに該当する場合を除く。）。	十
ニ　複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。	五

第一条第一項第三号の表特別加算の項を次のように改める。

特別加算	二十
イ　活動機関が中小企業者であって、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること。	
ロ　活動機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）。	十
ハ　申請等の日の属する事業年度において活動機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。	五
ニ　従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	五
ホ　本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
ヘ　日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	十五
ト　日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語をある程度理解することができる能力を有していること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）。	十
チ　将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	十
リ　関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	十
ヌ　国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であって、法務大臣が告示をもって定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあっては、ホに該当する場合を除く。）。	五
ル　本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行う場合にあっては、当該事業に自ら一億円以上を投資していること。	五

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第二百二十二号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄イ、ロ、リ及びヌの規定に基づき、平成二十六年法務省告示第五百七十八号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十六日　法務大臣　金田　勝年

本則中「平成二十六年法務省令第三十七号」の下に「。以下「高度専門職省令」という。」を加え、本則を第一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二条　高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄リの規定に基づき定める大学は、次の各号のいずれかに該当する大学とする。

一　次に掲げる指標（いずれも直近のものに限る。）のうち二以上において上位三百位までに掲げられている大学

イ　クアクアレリ・シモンズ社（英国）が公表する世界大学ランキング（ＱＳ・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス）

ロ　タイムズ社（英国）が発行するタイムズ・ハイアー・エデュケーション誌において公表される世界大学ランキング（ＴＨＥ・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス）

ハ　上海交通大学（中国）が公表する世界大学学術ランキング（アカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ）

二　文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業（トップ型）において、補助金の交付を受けている大学

三　外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業において、パートナー校として指定を受けている大学

第三条　高度専門職省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の中欄ヌの規定に基づき定める研修は、前条第三号に規定するイノベーティブ・アジア事業の一環として、外務省から委託を受けた独立行政法人国際協力機構が本邦で実施する研修であって、研修期間が一年以上のものとする。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第一条関係）」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第一条関係）」に改める。